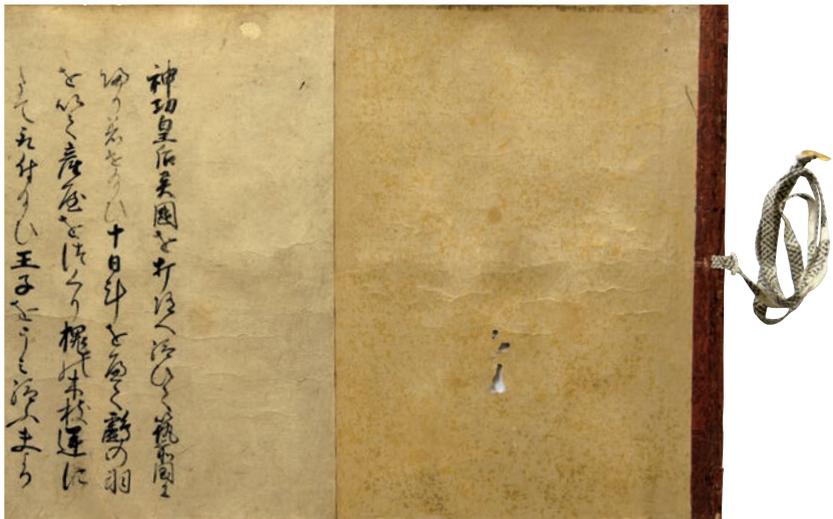


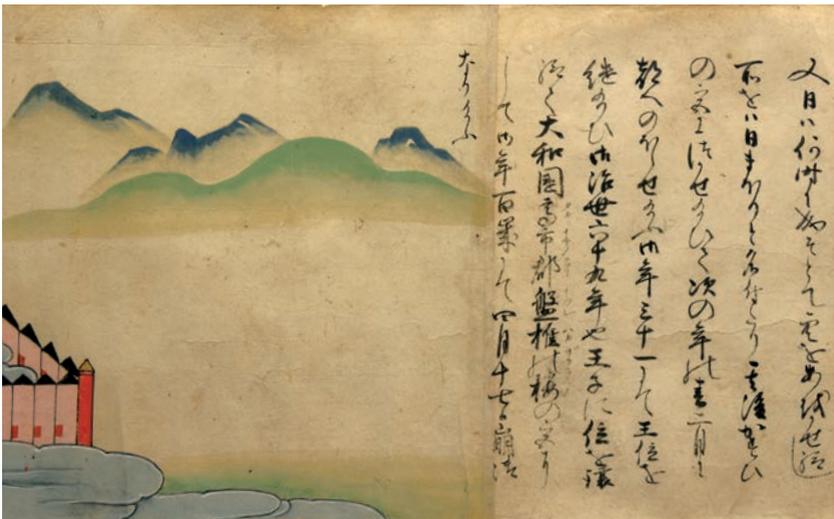
藤崎八幡宮
加藤家奉納本
八幡大菩薩御縁起
下卷

—影印、翻刻—

筒 黒
井 田
大
祐 彰



神功皇后天國を打返入居りて魏南國を
 討つ者あり十日卯と爲く麩の羽
 と爲く彦屋を治りて魏南國を討運に
 して天行りし王子と爲りて治りて
 枝取と八尋の宮と爲りて治りて
 の宮を也内記也十二月辛酉此
 日宮の附也けねし卯日と大菩薩宮
 此縁日と也十二月辛酉此日宮
 して内記也此縁日と也
 此縁日と也 皇所内記也此縁日と也
 此縁日と也 皇所内記也此縁日と也
 又日の内記也此縁日と也
 下と日まかりし名付りて此縁日と也



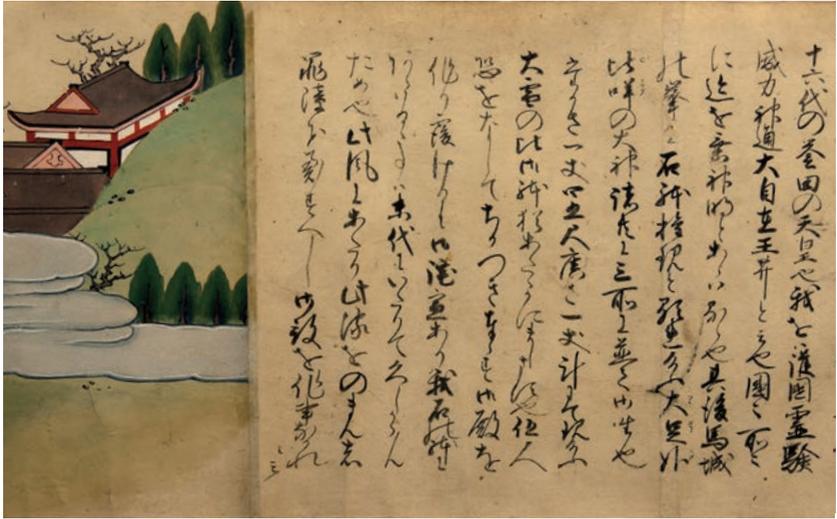


皇子ハ昔年
 久シク御世中
 皇太子ト云フ也
 大和國高市郡
 皇太子ハ昔年
 久シク御世中
 皇太子ト云フ也
 大和國高市郡
 皇太子ハ昔年
 久シク御世中
 皇太子ト云フ也
 大和國高市郡





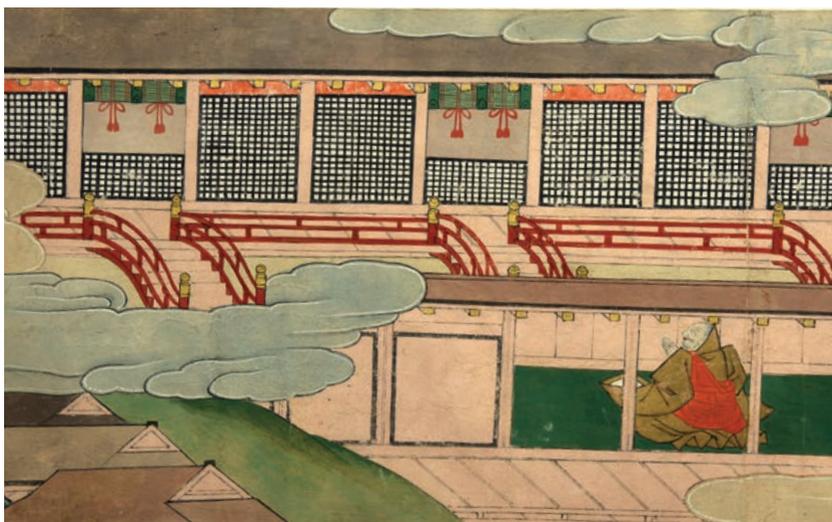
人皇才平代欽明天王御位十二年に
 あろく姫と神の御子大宮司補任
 情に僅聴三年と記せり豊和園定舟外
 蓮臺寺の蘇のよみかくに詠活よふ
 夢あり共おの甚奇異也大社付類を
 足分くさく人丁抱とも且く五穀を
 三年此乃文仕ては神聲と稱す祈禱
 あろくよく去三年より五穀とらるる
 あく文仕より事いあ社くやま
 りん社あり我而くあは道活(中り)く
 け翁とせく三葉の兒と称く竹は
 上より神宮あくのかく我は日か人王
 十六代の登回天皇也我と渡國靈驗
 威力神道大自在王并ともて國の





其時國王より六年より度勅使とて

其時國王より六年より度勅使とて
 國のまつ事をさるるの也此に大
 半地をこれよりとらん後事一
 人といふは稱述天皇とて女帝
 の御もとを後帝にゆけし物を
 といふなり仍に帝位繫縁の文と書
 三千卷若し法煩悩合集一人女之
 業障と改りけしとらんて是信と
 吾女の方たれどもは義なりは絶世
 たりんといふ絶世は絶世といふ共
 死よりて嬌欲さるる形りも改り
 け道徳いふて諸國の宣旨と形
 志つる者木りいとまつひのよ
 まるるていふは法徳とてた
 けわくは内國の郡とてやとて
 法金剛院とて寺あり子目錄の傍
 け寺とてめ言柄のほとけけけけ





まて大武勢をくはしむる方々く
 志とされまはる凡そ具持の才世間
 の事と打録くけり一切を悉く
 神息と志すは他も則ち敬と化替
 一一人いれお可と宗事つさゆ
 の、いふ所多く内定なめりしり成
 実の角と志り此流りり我天下固土
 と志流り我我意志のわと懼は
 の極とまゝつけたお務とさつてそ
 松の千への懐かより後ありい
 昔は敬の西方といふ文はれとに
 九間と他一礎の石の上といふ園の
 跡の名をまゝ一是則ち治伏のたも也
 内廊外廊と二棟とせとく兼合
 ち此二道の橋門に五位の威とせ
 人氏分表へん時とせとく兼合の
 うせまはる時我橋門とよと防へ
 人間の昔といふうらみなり我別の位
 ちり空直人の頂とせとす識

うせまはる時我橋門とよと防へ
 人間の昔といふうらみなり我別の位
 ちり空直人の頂とせとす識
 の執識とせとせと不長のもの
 とせとせとせとせと仍昔力の
 立月と枝市と形向と異園敬
 志との孝長とせとせとせと
 彼大臣平時平箱修へまうや
 加え神富郡と山神領とせとせ
 加え神富郡と山神領とせとせ
 柵の橋と大平の山とせとせ
 天皇の御霊者との突年と
 祢麻呂時時臣若し附の
 我とい名薩國靈験威力神道
 若薩古佛高徳大悲菩薩の
 本地への神徳也
 西の山若くは富達人皇
 余慶の尊は女玉依姫の
 勢至菩薩なり

奉圖繪八幡大菩薩御緣起
 九羽肥後飽郡藤崎八幡宮
 御重寶納置也
 右高畫云云
 當國司加藤
 肥後守豊長朝長清公沖家川連續
 之玉水去後留納川之流久矣若
 則健運力去後流波山邊整
 神明之靈發經書為案日之新
 神社之興隆云云林德年歲也

明治九年甲辰八月吉日印
 願主神護寺開基住持執事
 大僧都法下夫錄

畫師
 治世如延入道志也

明治十六年
 五月五日
 中職人町
 奉納生 幸田宗三郎

加藤心音進
 御卷物函

藤崎八幡宮加藤家奉納本 下巻 翻刻

なり給ふ

図一

神功皇后異国を打隨へ給ひて筑前国に
歸り着せ給ひ十日斗をへて鷗の羽
を以て産屋をつくり槐の木枝逆に
たて取付給ひ王子をうみ給ふ夫より
彼所をは産の宮と名たり今の宇佐
の宮是也御誕生は十二月十四日辛卯の
日寅の時也此故に卯日を大菩薩の
御縁日と申也十二月十四日は御誕生会
とて御神事行給ふとも其例懈
事なし 皇后御身れいならず思
めされてあなわひしと仰られたる所をは
わひしと申也然とも今はたひしと申也
又日は何時に成そとて空をあをかせ給し
所をは日まほりと名付たり其後かすひ
の宮につかせ給ひて次の年の春二月に
都へのほらせ給ふ御年三十一にて王位を
繼給ひ御治世六十九年也王子に位を讓
給て大和高市郡盤稚タカイチノコクライワシカザラノの桜の宮に
して御年百歳にて四月十七日崩御

皇子八幡大菩薩の御事也御年七十にて御位を繼
給ひ治世四十一年也大和高市郡に
すみ給ふ御后八人御子は男女九人まします
此御時百濟国より色々の織物師博士なと
又經典よき馬なと渡し奉る又文字始ル
此帝は仲哀天王第四の王子応神天皇
と申也此御子仁徳天王に御世を讓り
御身は十せんの位をすて道心堅固にし
て山林にましはり御住所さたまれる
所なし雖然筑前国ますとみ郡の内に
かすやのさいがうと申所にて戒定恵
の箱を埋てしるしに松の枝を折て
逆に立給るか故に彼所をは箱崎の注
の松と申也彼松権化のしはさなり
ければ生ひ付て松の枝さかさまに
今の世までも侍也其後応神天王ほ
なみの郡宮内と申所にしはらく渡
給て豊前国宇佐郡の内本山と申

山に登りて御かきりをおろして其山の麓にて此分段の身を捨すして正覚をなり給ふ所を正覚寺と名付たり其時の御言いはく我を石権現といはふへしと仰られて正覚成給ひて馬城峰其山のいたゞきに三の石と成給へり其石の上より金色の光都へさしたりしを仁徳天王是をあやしみ給て勅使を立てたつねさせ給ふ程に彼山に尋行ておかみ奉れば金色の鷹と現し給ふ勅使其山の麓に宝殿を作りあかめ奉る其時宇佐八幡大菩薩とあらはれ給り但八幡大菩薩と名奉る事は戒定恵の箱を埋ししるしの松の本に空より八の幡ふりたり赤幡四ツ白幡四ツ松の本に社を造りあかはたの宮しらはたの宮とて二所に其幡をあかめ給ふ八幡と名付給ふ事は八の幡のふりたりし故也百王守護の神と成らんと御託宣あり大菩薩の御本地は自在王菩薩と告給へり金泥の自在王經一卷石の堂の中に納玉へり又金泥の法花

一部彼戒定恵の箱の底に収て其上に石の塔をすへ給へり吾朝に経法の渡事は此經一部一卷也其後天王寺生れらるゝ地なりと仰られし也聖徳太子三粒の舍利彼赤幡の宮の御宝殿に納給へり

図二

人皇第三十代欽明天王御即位十二年にあたりて始て神明と顕給ふ大宮司補任帳には僧聴三年と記せり豊前国宇佐郡蓮台寺の山の麓のをのゝおくに鍛冶する叟あり其相貌甚奇異也大神比類オミカミ是を見付てたゝ人に非ずと思て五穀をたち三年の間宮仕して後御幣を捧げ祈精して申さく吾三年まで五穀をたち籠りて宮仕奉る事は若神にてやましますらん神ならば我所にあらはれ給へト申たりしかは此翁うせて三歳の児に顕て竹の葉の上にてたち託宣しての給く我は日本人王十六代の誉田の天皇也我を護国靈験威力神通自在王菩薩と云也国々所々

に迹を垂神明とあらはるゝ也其後馬城の峰に石体権現と顕れ給ふ大足姫マタリヒメ

比咩ヒミヤの大神諸共に三所に並て御坐也

たかさ一丈四五尺広さ一丈斗にて現給ふ

大雪の比御体猶あたゝかにまします也但人恐をなしてちかつき奉らず御殿を

作り覆けるも御託宣あり我石の体に

あらはるゝ事は末代にいたりて久しからん

ため也此風にあたり此流をのまん者

罪障を滅すへし御殿を作事なかれ云

図三

宇佐宮

其時国王より六年に一度勅使を立て

国のまつり事を定め給ひし也然に此大

菩薩地をはなれて上へあかり給ふ事一

丈かたちなくして物を仰らるゝ事只

人に向へるかことし称徳天皇とて女帝

の御門ましくき彼帝の御時まては物を

いひ給へり仍此帝涅槃經の文に所有

三千界男子諸煩惱合集為一人女人之

業障と説り此文を御らんして是信かたし吾女の身なれとも此義なし此経虚説なるへしとて経を焼すて給ひき其

罪によりて淫欲さかんになり給ふ既に

此道忍ひかたくして諸国へ宣旨をなし

しはらく吾おもひをしつむるものを尋

まいらすへしと仰下ければ諸国に是をた

つぬるに河内国弓削の郡とかや申所に

法金剛院と申寺あり千日籠の僧あり

此寺にて如意輪の法を行き此行法の

故にやありけん院宣の人此僧の有様

を見付てとらへてまいらんとすいかにも

かなふましきよし申けれども勅定なれば

勅使にしたかひて参りぬ御門の御心に

相叶給ふにや此法師に法皇の宣旨を

あたへんとおもふ也八幡大菩薩へ和氣清

丸を勅使にていかゝあるへきやと申させ

給ひし時大菩薩の御勅答には王三代に

くたりぬれば則民となり民三代のほり

ぬれば則国王となる争か賤き者に

法皇の宣旨をはなし給ふへきと有けれ

は清丸此由奏聞しけり御門重て清丸

に仰られけるは汝我心をしれり縦神慮にあはすとも今度は大菩薩御納受あるやうに申せと仰られけり清丸重て大菩薩へ参り此由を申ければ吾物いふによりてうそ如此の非例をもきけ今より後は勅答申ましとて御詞を止給へり然とも猶も神験掲焉事は昔に替らす新也又清丸御神託の趣申上たりければ御門逆鱗あつて汝悪く申たりければこそ御免はなかりけれどとて二の足を切て空船に乗て流れけり清丸一筋に大菩薩に祈念申たりければ此舟宇佐の宮の浜に打寄ける猪一來て船にそふてありきければ清丸これに乗りて南楼に到しかは是偏に大菩薩の召寄られけるにこそと貴くおもひ猪より飛下り涙を流す処に御殿より五色の小蛇はひいて清丸か足をねふりければ本のことく足成り二けり

図四

其時清丸大菩薩の御宝前に参り件の由を申上たりければ吾得道の夜より以來た寂光の都にかへらす百王守護の靈神と顛れ諸の衆生に物をいふによつて如此の非道をはきけ今より後は物をいふへからすと仰られて御詞をやめ給ふ 昔は六ヶ年に一度勅使を立給しかとも此時より三年に一度御勅使立給ふ

其後行教と申聖人宇佐宮に二千日籠して信心を凝し誦經誦呪し給ふ行法の薰修の功積て此聖人対して頌文あり

得道来不動法性 示八正道垂權迹
皆得解脱苦衆生 故号八幡大菩薩
行教此頌文を聞て随喜の涙をなかし
彌々垂迹の貴き事をあをき奉つる
雖然大菩薩如此物を仰られたりとはいはさりけり 其後箱崎に戒定恵の
三学の箱を埋みしるしの松を植給ふ事
も此行教和尚にをしへ給へり行教箱崎
にゆきて彼しるしの松に井垣をゆひて
より人みな是を知れり

清和天皇御宇貞観十八年^{庚辰}七月十五日の

夜半に行教に示現し給ふ汝か法実に難

忘最上の法味也願は我を王城ちかく

石清水に渡へし国家を鎮護し宝祚

をまもり奉らんと示給ふ則行教和尚王

城へ登りて男山にいたり給ふに八幡三所行

教の衣の袖に弥陀の三尊と現して移り

給ひしかは行教感涙を押へなから此山に

はいかなる所に住せ給ふへきと申され

ければ石清水の辺に神三本生出たり

此所に移へしと神勅あり

稽首八幡大菩薩 示現神通度衆生

断除十惡為十善 覆護衆生能与樂

図五

其後延喜御門御時平朝臣時平と申人大

宰府大弔と成て下せ給り俄に一任を

經て京へ上給ふ此大臣八幡三所大菩薩に

歩を運ひ立願ましゝ願は今一度

大宰府大弔となさせ給へし此願成就

つかまつるならば御殿を造り奉らんと祈精して

七日參籠し都へ登給ふ程なく又大弔と

成て下らせ給ひき然とも大弔世間の事に

打紛れて大菩薩の御利生又御神慮の恩と

いふ事を忘れ給へり女帝御門御願觀音

寺と申寺の三千人講匠の内唯一講師

と申僧の娘の七歳の女人あり大菩薩此女

子に付せ給ひて地をあかる事一丈空を

飛大弔との御座ける御前に行て御託宣

あり汝おほへすや汝都へ登し時我か宝

殿に七日參籠したりし時我に願をかけた

今其願力によりて大弔の職になれり何

とて神恩をわすれて今に願をはとけ

さるそと御託宣あり時は延喜廿一年の

事也大弔驚きさはきて申給はく

実にさる事候き凡夫具縛の身は世間

の事に打紛て此事一切に覚す候敢て

神恩を忘申には非ず則御殿を作替へ

申へし又いかなる所に崇申へき哉と

のたまふ時重て御託宣あり是より戌

亥の角にしらゝの浜あり我天下国土

を守護せし始戒定恵の箱を埋み注

の松を立たり此故に箱崎となつく其

松の本に八の幡ふりたり彼所にいはふへし

吾御殿の正方をは戌亥のすみに向て

九間に作へし礎の石の上には異国の

敵の名を書へし是則降伏のため也

内廊外廊をは二棟に造て葺合に

ふき二階の楼門は王位の威すたれ

人民の力衰へたらん時定て異国のゑひす

よせ来らん其時我楼門に上て防へし

人間の苦みは吾くるしみなり我別の住

所なし正直の人の頂をすみかとす鉄

の熱鉄をはうくるとも不善のものゝ施

をはうけしと御ちかひあり仍吾身は

五八月に彼所に影向して異国殺害

のものヲ孝養する也と御託宣有しかは

彼大臣平時平箱崎へ参りやかて宝殿楼

門玉をみかき鐘楼廻廊金銀をちりはめ

加之神富郡を御神領によせ奉る御

宝殿造営より以来三百余歳に及へり

抑八幡三所大菩薩は中の御前御垂迹普田

天皇の御霊当所の宝号は広幡の八幡大菩薩也

彌宜鹿島勝波豆米之時の御託宣の記云

我をは名護国靈験威力神通大自在王

菩薩古仏垂迹大悲菩薩の御身なり

本地は阿弥陀如来也

西の御前の御垂迹は人皇第一代神日本盤ウツヒノイ

余彦ウツヒノヒコの尊御母は玉依姫の尊也本地は大

勢至菩薩なり

東の御前の御垂迹は人王第十五代神功皇

后御本地は觀世音菩薩也

羅勢門に出来し老翁は住吉大明神也

本地は虚空蔵菩薩也

鹿島の安曇の磯童は鹿島大明神也

本地は大聖文殊師利菩薩也

一箱崎の松の葉あかく成て枯なんとせしを

箱崎執行安部の守包此松をみて申様は

かつらはいかゝりたる故に枯るなり葛をたち

のけたれともかれけり其後松かれなから

三ヶ年たはれず此松を切て根をほりて

竈殿といふ所に置けり其後松の

根より七八寸はかりなる松三本生出たり

宮人はを見て松の根をほりきり

うかちのけて三本の小松を昔のしるし

の松のもとの跡に植たりさうなく生ひ

付て当時四五丈の松にて昔のしるし

の松の様にさかさまなる松にてたち
たり実には殊勝の靈神不思義境地也
仍放生会をとり行給ふ皇子女子
は竜王の御むすめの腹にまし／＼き
今神と顯給ふ時若宮殿と名奉る爰
にもおさなき兒と見えさせ給ふ也
一武内の御本地は阿弥陀仏也因幡国上
宮武内の本願也件上宮に深山あり
其山の中にそく帶たゝしくして
入給ひしよりかへり給はず山中に尋奉
に竹あり葉に札をかく其札の銘には
法藏比丘豈異人乎阿弥陀如来即
我身也

奉図繪八幡大菩薩御縁起

九州肥後飽田郡藤崎八幡宮之

御重宝納置者也

右図画意趣者 当国司加藤

肥後守豊臣朝臣清正御家門連続

之玉水者從富緒川之流久御武名

剛健之運力者從筑波山之陰繁

神明之靈驗經於万歳日々新

寺社之興隆蒙於神徳年々盛而已

慶長九年^{甲辰}八月吉日書功了

願主神護寺開基住持執行

大僧都法印秀舜

画師 弘生式部入道素安

付記

本号に収録するのは、本誌前号（第25号）収録の上巻に続
くものである。本書の書誌的事項や翻刻の方針などは、前号
の略解題を参照されたい。本書の影印・翻刻を許可された藤
崎八幡宮に対し、心より御礼申し上げる。